

医療課

医療課は、東海北陸厚生局管内事務所等が行う業務に関する事務の指導監督や、特定機能病院及び臨床研究中核病院に対し医療法第 25 条第 3 項の規定に基づく立入検査などを実施しています。

1. 東海北陸厚生局管内（6 県）事務所の行う業務に関する事務の指導及び監督について

（1）概要

ア 東海北陸厚生局管内 6 県に所在する事務所（愛知県にあっては指導監査課）の行う業務（保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督など）に関する事務の指導・監督を行っています。

イ 特に、事務所等が保険医療機関等及び保険医等に対して行う保険診療、保険請求等に関する指導及び監査業務について、適切かつ円滑に実施できるよう、厚生労働本省とも連絡調整のうえ、指導・監督を行っています。

ウ 事務所等が単独で指導又は監査を実施することが困難な特殊又は大規模な事案においては、業務を円滑に実施できるよう、医療課も共同して実施しています。

（2）実績

指導監査等の実績については、指導監査課／事務所の実績（117 頁以降）をご参照ください。

2. 医療法に基づく立入検査について

(1) 概要

ア 承認を受けた特定機能病院又は臨床研究中核病院が、法令に定められている人員及び構造設備等を有し、それぞれ適正な管理が行われているかを医療法第25条第3項に基づき、原則として1年に一度立入検査を実施しています。

イ 医療事故等が発生した場合において、特定機能病院及び各自治体等から速やかな情報収集と指導・助言を実施しています。

(2) 対象

東海北陸厚生局所管の特定機能病院及び臨床研究中核病院は、次のとおりです。

ア 特定機能病院

	施設名	所在地
1	富山大学附属病院	富山県富山市
2	金沢大学附属病院	石川県金沢市
3	金沢医科大学病院	石川県河北郡
4	岐阜大学医学部附属病院	岐阜県岐阜市
5	浜松医科大学医学部附属病院	静岡県浜松市
6	静岡県立静岡がんセンター	静岡県駿東郡
7	藤田医科大学病院	愛知県豊明市
8	愛知医科大学病院	愛知県長久手市
9	名古屋大学医学部附属病院	愛知県名古屋市
10	名古屋市立大学病院	愛知県名古屋市
11	三重大学医学部附属病院	三重県津市

(一〇メモ) ～特定機能病院～

特定機能病院は、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び評価並びに高度の医療に関する研修を実施する能力を備えた病院としてふさわしい人員配置、構造設備等を有するものとして、厚生労働大臣の承認を受けた医療機関です。
現在、全国で87(令和2年12月1日現在)の病院が承認されています。

イ 臨床研究中核病院

	施設名	所在地
1	名古屋大学医学部附属病院	愛知県名古屋市

（一口メモ）～臨床研究中核病院～

日本発の革新的医薬品・医療機器の開発などに必要となる質の高い臨床研究を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的な役割を担う病院が臨床研究中核病院として医療法上に位置づけられています。

特定臨床研究（厚生労働省令で定める基準に従って行う臨床研究）に関する計画を立案、実施する能力を備えた病院としてふさわしい人員配置、構造設備等を有するものとして、厚生労働大臣の承認を受けた医療機関です。

現在、全国で14（令和3年5月1日現在）の病院が承認されています。

（3）実績

ア 立入検査の実績

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言の発令や地域における感染状況等を踏まえ、立入検査を中止しました。

イ 医療事故等情報の収集・助言等

令和2年度は、管内の特定機能病院から4件の医療事故等の報告を受け、情報収集を行いました。これらについて、厚生労働本省へ情報提供するとともに必要に応じて、助言等を行いました。